

災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

(協定趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合等において、三重県（以下「甲」という。）が、一般社団法人三重県トラック協会（以下「乙」という。）に対し協力を要請する物資等の緊急輸送等の業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請事項)

第2条 甲が必要と認めたとときに、乙に対し協力を要請する事項は次のとおりとし、乙は甲からの要請事項について、やむを得ない事由がない限り、通常業務に優先して、要請業務を実施するものとする。

1 緊急輸送等

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物資拠点の運営、物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管及び出庫等の物流業務（以下「物流業務」という。）
- (3) 物流業務に必要となる施設、車両、荷役機械及び資機材等の提供
- (4) 物流業務に必要となる人員の派遣

2 物流専門家の派遣

乙は、物流業務に関する実務の見識・経験を有する物流専門家を三重県災害対策本部に派遣し、この協定の運用に係る甲と乙との連絡調整、緊急輸送等が迅速かつ適切に行われるための活動の調整等を行うものとする。

(協力要請手続)

第3条 甲が乙に第2条の要請を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する事由
- (2) 物資拠点の所在地（又は積込み場所）
- (3) 受入れる物資等の品目、寸法、内容及び数量
- (4) 緊急輸送する物資等の品目、寸法、内容及び数量
- (5) 緊急輸送先の所在地（荷卸し場所）
- (6) 緊急輸送する日時
- (7) 荷送人の名称、担当者、連絡先
- (8) 荷受人の名称、担当者、連絡先
- (9) その他必要な事項

(措置状況の報告等)

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況について甲に報告し、業務が完了したときは、速やかに甲に対し次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 緊急輸送等に従事した事業者名、車両数、車種及び人員数
- (2) 緊急輸送の期間（日時）、輸送区間及び走行距離
- (3) 緊急輸送した物資等の品目、内容及び数量

- (4) 災害対策本部での従事期間、人員数
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 第2条の要請により、物資等の緊急輸送等に要した費用は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 第2項の費用のうち、輸送車両に係る運賃については、輸送に従事する乙の会員事業者が災害発生時直前において、国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準とする。
- 4 第2項の費用のうち、人員の派遣に係る賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費を基準とする。

(事故発生時の取扱い)

第6条 乙は、緊急輸送等の際に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

- 2 乙は、事故や車両等の故障その他の事由により、緊急輸送等の継続が困難な事由が発生した場合は、速やかに代替手段の確保等必要な措置を講じ、緊急輸送等を継続しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙の措置にもかかわらず、なお緊急輸送等の継続が困難な場合は、乙は速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、緊急輸送等の際に、乙の責に帰する事由により緊急輸送等に従事した者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙の緊急輸送等の際に、乙の責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年10月13日三重県条例第46号)の規定等により、甲が補償するものとする。

- (1) 乙の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は当該従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けられる場合
- (3) 当該災害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(燃料の確保)

第9条 甲は、大規模災害時における緊急輸送等の用に供する車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲、乙は、本協定に基づく緊急輸送等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

(情報連絡会)

第11条 甲、乙は、円滑な物資等の緊急輸送等を実現するため、平常時から相互の情報交換、意見交換を目的とする情報連絡会を開催する。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(附則)

第14条 平成10年6月1日付締結の協定は、この協定の締結を持って廃止する。

この協定の締結を証するため、この本書2通を作成、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年6月29日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木 英 敬

乙 三重県桜橋3丁目53-11
一般社団法人三重県トラック協会
会 長 西 野 衛